



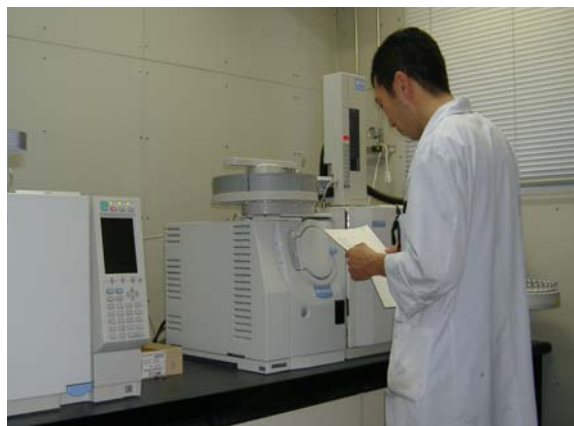
## 排水水質分析・排ガス測定の実績が義務化

一部の事業者において、排水やばい煙の測定結果の不適切な処置をするなどの事例が発生していることから、平成22年5月10日に「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）」が公布され、今年の4月1日から施行されました。

主な改正内容は次の3点です。

- ① 事業者は、排水の汚染状態の測定をし、その結果の記録を保存する
- ② 事業者は、ばい煙量などの測定をし、その結果の記録を保存する
- ③ 測定をしなかった者、虚偽の記録をした者、記録を保存しなかった者には罰則が科される

法改正では、排水については1年に1回以上、ばい煙については法令に基づく頻度の測定を定めていますが、これとは別に滋賀県公害防



水質分析の様子

止条例では測定頻度の規定があり、水質分析については毎月1回以上、排ガス測定については法と同じ測定頻度となっています。

また、県条例では有害物質を使用している事業者において地下水の調査も1年に1回以上実施することと規定されています。

### お知らせ

弊社は、昭和52年に分析センターを開設して以来、次のような各種の業務を提供しています。

1. 事業所の環境管理に関する分析
2. 水道局などの飲料水水質検査
3. 環境アセスメント又は環境調査
4. 水処理薬品の販売

お問合せは、下記にお電話をください。

営業課電話ダイヤルイン（077-562-4949） 担当：中尾、田中

西日本技術コンサルタントのホームページもご覧ください。

[www.ngcon.co.jp](http://www.ngcon.co.jp)